

24 建企第 613 号
平成 25 年 3 月 18 日

(社) 長 崎 県 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 中 小 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 造 園 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 ほ 装 協 会
(社) 長 崎 県 工 務 店 連 合 会
(社) 長 崎 県 下 水 道 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 管 工 事 協 会
(社) 長 崎 県 港 湾 漁 港 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 建 造 物 解 体 工 業 会
長 崎 県 電 気 工 事 業 工 業 組 合

様

長崎県土木部長

「長崎県土木部における「長崎県緊急経済雇用対策」の適切な実施について」
の継続と平成 24 年度補正予算への対応について（通知）

長崎県土木部においては、県内建設業を取り巻く環境が非常に厳しいことを受け、「長崎県土木部における「長崎県緊急経済雇用対策」の適切な実施について」（平成 20 年 12 月 24 日付け 20 建企第 625 号）により、工事の早期発注や運転資金確保等の対策を講じ、建設業の経営及び雇用の安定を図り地域経済への影響を極力抑制するよう努めてきたところですが、依然として厳しい経済雇用情勢にあることから、当該対策を平成 25 年度においても継続することとしたので通知します。

また、平成 24 年度補正予算の追加予定事業については、可能な限り早期発注を行うなど速やかな執行に努めることとしております。

つきましては、貴下会員への周知徹底をよろしくお願いします。

記

1. 指名競争入札の暫定的な拡大による入札手続期間の短縮
20 建企第 625 号のとおり。
2. 離島建設企業の受注拡大に向けた「地域力保全型指名競争入札」については一部改正をして継続
別紙のとおり。
3. 中間前金払制度の対象範囲の拡大
20 建企第 625 号のとおり。

4. 適用期間

平成25年4月1日から当分の間実施する。

5. 問い合わせ先

長崎県 土木部 建設企画課 公共工事契約指導班

- ・電話番号 : 095-894-3027
- ・FAX番号 : 095-894-3461
- ・メールアドレス : s08080@pref.nagasaki.lg.jp